

区民委員会議案説明資料

令和2年6月29日

件名	頁
1 第69号議案 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	2

(区民部)

第 6 9 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
所管部課名	区民部課税課
内 容	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号、第 2 6 号）等が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例等の一部を改正する。</p> <p>主な改正の概要（詳細は別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>1 特別区民税</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（夫）控除の見直し 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、所得割の納税義務者がひとり親である場合は、ひとり親控除を適用するとともに寡夫控除を廃止する（前年の所得金額 5 0 0 万円以下で控除額 3 0 万円）。</p> <p>(2) 非課税措置の見直し 非課税措置の対象を、現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している 1 8 歳以下の児童の父又は母）から、寡婦又はひとり親に変更する。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ア イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例を設ける。 イ 住宅ローン減税の控除期間 1 3 年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が期限内（令和 2 年 1 2 月 3 1 日）に遅れた場合でも一定の要件を満たして特例措置の対象となった場合は、控除期間を令和 1 6 年度までとする。</p> <p>2 たばこ税</p> <p>(1) 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し 紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばここと同等の税負担となるよう引き上げる（令和 2 年 1 0 月・令和 3 年 1 0 月）。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 分軽減する特例措置の適用期限を、令和 2 年 9 月 3 0 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで延長する。</p>
今後の方針	<p>施行年月日</p> <p>公布の日：上記 3（1）</p> <p>令和 2 年 1 0 月 1 日：上記 2（1）</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日：上記 1（1）（2）（3）</p> <p>令和 3 年 1 0 月 1 日：上記 2（1）（2 段階）</p>

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略 (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略 (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し</p>

改正前	改正後
<p>当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>以下 略</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を</p>	<p>た場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>以下 略</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を</p>

改正前	改正後
<p>提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p>	<p>提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p>

改正前	改正後																												
<p>2～5 略 (たばこ税の課税標準)</p>	<p>2～5 略 (たばこ税の課税標準)</p>																												
<p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p>	<p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p>																												
<p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>																												
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>																												
<p>5～10 略 (たばこ税の課税免除)</p>	<p>5～10 略 (たばこ税の課税免除)</p>																												

改正前	改正後
<p>第51条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。</p>	<p>第51条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。</p>
<p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p>	<p>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、<u>卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p>
<p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</p>	<p>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p>
<p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p>	<p>4 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p>
<p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第2項に規</u></p>	<p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第3項に規</u></p>

改正前	改正後
<p>めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2～3 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p>2～3 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>
<p>第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p>	<p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に</p>	<p>第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に</p>

改正前	改正後
<p>において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p>	<p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p>
<p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p>	<p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p>
<p>ア 48万円</p>	<p>ア 48万円</p>
<p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>	<p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の</p>	<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定</p>

改正前	改正後
<p>5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第16条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中足立区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規</p>

改正前	改正後
	<p>定及び同条第4項の改正規定並びに付則第4条の規定 令和2年10月1日 (2) 第1条中足立区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条及び第23条第1項ただし書の改正規定、同条例付則第2条の2及び第10条第1項の改正規定、同条例付則第11条第3項の改正規定(「第35条の2」を「第35条の3」に改める部分に限る。)並びに同条例付則第15条の次に3条を加える改正規定(付則第17条及び第18条に係る部分に限る。)並びに次条並びに付則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日 (3) 第2条及び付則第5条の規定 令和3年10月1日 (延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和元年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第10条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和3年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。</p> <p>4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」</p>

改正前	改正後
	<p>という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>(たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。</p>

改正前	改正後																												
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: right;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～10 略</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: right;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: right;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～10 略</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>第1条 足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 第1条中足立区特別区税条例付則第4条の4の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、付則第4条の8に1項を加える改正規定、付則第6条の改正規定、第3条及び付則第6条の規定 令和元年10月1日</p> <p>（2） 第1条中足立区特別区税条例第23条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定、第24条の2の改正規定、第24条の3の改正規定及び第25条の改正規定並びに付則第3条の規定 令和2年1月1日</p> <p>（3） 第1条中足立区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日</p> <p>（4） 第4条及び付則第7条の規定 令和3年4月1日 （区税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>第1条 足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 第1条中足立区特別区税条例付則第4条の4の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、付則第4条の8に1項を加える改正規定、付則第6条の改正規定、第3条及び付則第6条の規定 令和元年10月1日</p> <p>（2） 第1条中足立区特別区税条例第23条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定、第24条の2の改正規定、第24条の3の改正規定及び第25条の改正規定並びに付則第3条の規定 令和2年1月1日</p> <p>（3） 削除</p> <p>（4） 第4条及び付則第7条の規定 令和3年4月1日 （区税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>

改正前	改正後
<p>2 新条例第19条並びに付則第3条の6及び第4条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>	<p>2 新条例第19条並びに付則第3条の6及び第4条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>
<p>第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>平成31年度分</u>までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p>	<p>第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度分</u>までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例</p>	<p>第4条 削除</p>
<p><u>第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</u> （軽自動車税に関する経過措置）</p>	<p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>
<p>第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

足立区特別区税条例（平成29年12月25日条例第43号）の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>付 則 （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>付 則 （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

足立区特別区税条例（平成30年7月2日条例第36号）の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>付 則 （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3～4 略</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>付 則 （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3～4 略</p>